

厚生労働大臣の定める掲示事項（令和7年4月1日現在）

管理者氏名及び診療に従事する医師に関する事項

1. 管理者氏名

院長 新井 貴久

2. 診療に従事する医師

新井 井出

1. 標榜する科目

精神科・心療内科

診療日、診療時間及び休診日に関する事項

1. 診察日・診療時間

月曜日、火曜日、木曜日、金曜日 午前 10:00～13:00

月曜日、火曜日、木曜日、金曜日 午後 15:00～18:30

土曜日 午前 9:00～13:00

土曜日 午後 14:00～17:00

2. 休診日

水曜日、日曜日、祝日

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

届出等に関する事項

当院は、次の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局へ下記の届出を行っております。

1) 基本診療料の施設基準等に係る届出

下記の「施設基準届出一覧」をご参照ください。

2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

下記の「施設基準届出一覧」をご参照ください。

施設基準等届出一覧表

*この届出は、令和7年4月1日現在のものです。ご不明な点がございましたら 受付迄お問い合わせください。

届出している施設基準

基本診療科

補足(加算等)

情報通信機器を用いた診療に係る基準

医療情報取得加算

1. 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 次に掲げる事項について、院内ポスター・WEBサイトで掲示しています。
 - (ア) オンライン資格確認を行う体制を有していること。
 - (イ) 当院を受診した患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っていること。

上記の体制により、初診時 医療情報取得加算 1点を算定しています。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品については十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、説明の上、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点などがありましたら、当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者等で医療費の自己負担がない方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解頂き、ご本人以外が明細書を受け取る場合（ご家族が会計を行う場合）も含めて、明細書の発行を希望されない方は、受付窓口にてその旨をお申し出ください。

自費診療等料金一覧表（税込）

項 目	金 額(税込)	
年金診断書	11,000	円
精神障害者保健福祉手帳	11,000	円
普通診断書	5,500	円
各種資格申請のための診断書	5,500	円
運転免許更新に関する診断書	5,500	円
公共職業安定所用意見書	5,500	円
主治医意見書(詳細)	5,500	円
受診状況等証明書（年金関連書類）	3,300	円
主治医意見書	3,300	円
就労可否証明書（否の場合）	3,300	円
自立支援医療診断書	3,300	円
通院証明書	2,200	円
年間領収金額証明書	1,100	円
診察券再発行	110	円